

高齢者がいる家族の為の...

アザリアホーム

社会福祉法人

湘南福寿会

— 平成29年度版 —

当施設は老人福祉法を基として介護保険法に準じた運営を実施し、身体的又は精神的な障害等により介護認定を受けられ、介護を必要とされている高齢者や高齢者を支えていられる家族の方々の援助させて頂くための施設です。



職員・パート

募集中!!

法人の概要

所在地

茅ヶ崎市堤691番地

TEL 0467-54-5811 (代)

設置経営

社会福祉法人 湘南福寿会

代表者

理事長 小林 義之

厚生省法人認可月日

平成元年 11 月 20 日

開設年月日

平成2年 5 月 1 日

敷地面積

4271.76 m²

建物面積

3902.75 m²

事業内容

特別養護老人ホーム アザリアホーム

- ☆ 介護老人福祉施設サービス（長期入所）
- ☆ 短期入所生活介護サービス（ショートステイ）
- ☆ 介護予防・短期入所生活介護サービス（ショートステイ）

ケアセンター アザリアホーム

- ☆ 地域密着型通所介護（デイサービス）
- ☆ 介護予防・日常生活支援総合事業（デイサービス）
- ☆ 給食サービス（食事宅配）

居宅支援センター アザリアホーム

- ☆ 居宅介護支援センター（ケアプラン作成）

アザリアホーム職員の誓い

- ・ 我々は、笑顔を持って親切丁寧に対応致します。
- ・ 我々は、公平・平等に対応致します。
- ・ 我々は、社会福祉法人として適切な対応を致します。

相談専用連絡先

0467-54-8818

※ 何かお困りの事等ございましたら、お気軽にご相談下さい。いつでも、ご自由にお越し頂きお声をお掛け下さい。施設見学も出来ます。

※ 当法人につきましては、個人情報保護法及び関係法令、厚生省ガイドラインの趣旨を遵守させて頂いております。

※ ホームページに掲載しております。

<http://www.azariahome.com>



湘南福寿会代表者

理事長 小林 義之



平成12年4月1日より介護保険制度が施行され、早17年が経過致しました。当法人においてもより一層の経営努力が必要であり、笑顔で親切丁寧な対応を基本とした中で、より多くの方々にご利用頂けるようサービスの充実に努めて参り、とりあえずは無事に経営する事が出来ました。

これも地域の方々をはじめ、多くの方々のご支援ご協力によるものと深く感謝致しており、この場をおかりして御礼申し上げます。また、皆様方に対していろいろな面でご迷惑をお掛けしている部分もあると思われませんが、当法人に対しての皆様方のあたたかい見守りの気持ちで支えられていると思われ、更に感謝申し上げます。

これまでの皆様方の気持ちに少しでも応えるため、当法人として何かお役に立てることが出来ればと探求し、精一杯努力して参りました。

これから当施設と致しまして「誠心誠意」、「何が出来るのか」をスローガンに掲げ、「気持ちよく利用していただける施設」をモットーに、結果につながるため、安心して利用していただける施設を目指します。

また、新体制へ向けての「措置」から「保険」へ、「運営」から「経営」へ、「利用者」から「お客様」へと意識改革により、「もう一度利用したい」と思われるよう、一期一会の気持ちを念頭に置き努力致します。

今後については更なる精進が必要とされており、地域の方々は素より介護を必要とされている方々の一助となれるように役職員一丸となってベストをつくす所存でございますので、更なるご支援ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

法人の沿革

社会福祉法人湘南福寿会が平成元年11月20日付けにより社会福祉事業法第29条による認可を受け設立、本法人が経営する特別養護老人ホームアザリアホームを平成2年5月1日に事業開設、その後老人短期入所事業を平成2年7月1日より開始する。

平成2年9月1日には、本法人が経営するアザリアホームケアセンターを開設してデイサービス事業を開始、アザリアホーム家庭奉仕員派遣事業（ホームヘルパー事業）を平成2年10月1日より開始、在宅老人給食サービス事業を平成3年7月1日開始、施設入浴サービス事業を平成6年7月1日より開始したが平成10年度をもって事業終了となる。

また、本法人が経営する在宅介護支援センターを平成5年4月1日に開設して在宅介護支援事業を開始、（保健・医療・福祉）サービス調整事業を平成7年4月1日より開始したが平成11年度をもって事業終了となる。

平成12年4月1日より新たな介護保険制度が開始され、介護保険法による体制に変わり、従来の特別養護老人ホーム措置入所事業は介護老人福祉施設入所サービス事業、デイサービス事業は通所介護サービス事業、短期入所事業は短期入所生活介護サービス事業、家庭奉仕員派遣事業は訪問介護サービス事業となるが、平成28年3月31日をもって休止となり、平成28年9月30日をもって事業を廃止とする。

また、平成13年1月1日より定員数の変更が認められ、介護老人福祉施設入所サービス事業の定員を54名、短期入所生活介護サービス事業の定員を16名に改めて開始する。

平成13年10月1日より、給食サービスについて地区割りが廃止され、個々の自宅へ直送となり平成23年6月1日より昼夕選択制の配食に変更となる。

平成17年9月1日より既存施設東側に介護老人福祉施設入所サービス事業のため新棟を増築いたし、28床増床となる。そのため介護老人福祉施設入所サービス事業定員82名、短期入所生活介護サービス事業定員16名に改めて開始する。

平成28年4月1日より、通所介護事業について利用定員が18名以下の事業所は、地域密着型通所介護サービス事業へと変更となる。

基本方針

介護保険制度の基、全役職員が「人間尊重」の精神に則り基本的人権を尊重し、人と人のつながりである「和」を充実させ、常に豊かで快適な生活の確保に努め、老人福祉事業にとりくむ。

「ノーマライゼーション」と「インテグレーション」を概念におき、快適な生活の保障と障害の予防を確保し安定した生活が送れるように努め、老人福祉事業にとりくむ。



アザリアホームについて

当アザリアホームは、社会福祉法人湘南福寿会が設置経営致しておりますサービス事業です。

社会福祉法人とは、人と人の中で困ったことを補う事を国から認められた団体であり、特に当施設については高齢者の方々についての様々な問題にご協力できるよう努めている団体です。

アザリアホームは、高齢者の方々やその家族が抱えてきた介護の不安や負担を、少しでも支えることが出来ればと日々努めており、介護する方、介護される方に安心した社会を提供したいと考えております。

このため、高齢者についての総合相談をはじめ長期入所、短期入所、通所介護、給食配食等のサービス提供を行っております。



ご利用方法

ご利用に際しましては、居住地区内の市（区町村）役所が発行する介護保険証が必要となります。

… 介護保険証をお持ちの方 …

当施設の介護支援専門員（居宅介護支援）をご指名頂ければ、直に専門のスタッフが伺い、利用者等のご希望に合わせたプランを作成して、いち早くサービスをご利用いただけます。

… 介護保険証をお持ちでない方 …

基本的には、居住地区内の市（区町村）役所の介護保険課に申請の手続きをおとり下さい。

当施設の総合相談専門員（在宅介護支援）にご連絡いただければ、直に専門のスタッフが伺い、申請等全ての手続きをご家族等に代わって代行申請いたします。要介護認定を受けられ、介護保険証が発行された後、当施設の介護支援専門員（居宅介護支援）に引継ぎ、利用者等のご希望に合わせたプランを作成し、サービスをご利用いただけます。

（上記と同様サービス以外のプラン作成までは無料）

電話 0467-54-5811
Fax 0467-54-5810



サービスの内容

① 介護老人福祉施設（長期入所）

食事や排泄など常時介護が必要とされている高齢者の方で、自宅では介護が困難な状況である方が入所できます。

入所された方は、食事、入浴、排泄、衣類の着脱など日常生活のお手伝いはもとより、機能訓練、健康管理、栄養管理など療養上の様々なサービスが受けられます。

「介護保険被保険者証」や「介護保険負担限度額認定証」などの行政手続きの代行もさせて頂いております。

入所に際し、要介護状態区分3以上が必要です。入所を希望される方は、本人及び家族等が当施設に直接申し込んでください。後日、当施設の担当職員が連絡後、伺わせて頂きます。



お誕生日会



② 短期入所生活介護サービス (ショートステイ)

短期間、施設に宿泊しながら食事、入浴、排泄など日常生活のお手伝いや機能訓練などのサービスが受けられます。また、当施設までの送迎についても、ご希望によって当職員が責任をもって行きます。

介護者の入院、諸用事、介護疲れ、冠婚葬祭時等、また高齢者自身の休養及びリフレッシュ等に短期入所サービスをぜひご利用ください

短期入所は、要介護状態区分要支援以上がご利用いただけます。

短期入所サービスを利用されたい方は、担当のケアマネージャーにご相談ください。当施設のケアマネージャーの方は、希望の日等を連絡したければ、出来るかぎりご希望に副うよう努めます。

短期入所サービスの利用日数は、要介護認定等の有効期間(原則6ヵ月)のおおむね半数(90日)を超えないことを目安とします。

③ 通所介護サービス (デイサービス)

毎週ご希望の曜日にご家庭へ朝方お迎えに伺い、日常生活のお手伝い及び入浴、食事等のサービス提供や日常動作訓練、レクリエーションなどのサービスを受けられ、夕方ご家庭までお送りいたします。

介護者の諸用事、介護疲れ等の解消、また高齢者自身の孤立感解消等生きがいの一部としてぜひ通所介護サービスをご利用ください。

通所介護は、要介護状態区分要支援以上がご利用いただけます。

通所介護サービスを利用されたい方は、担当のケアマネージャーにご相談ください。当施設のケアマネージャーの方は、希望の曜日等を連絡したければ、出来るかぎりご希望に副うよう努めます。

通所介護サービスは、月曜日から土曜日までの8:30から17:30まで実施しております。早朝及び延長利用については別途ご相談ください。

④ 給食配食サービス (お弁当配食サービス)

給食サービスは、茅ヶ崎市の委託を受けた事業であり、茅ヶ崎市にお問い合わせ下さい。尚、当施設にもお気軽にお問合せ下さい。

TEL 0467-54-5811

給食サービスのサービスを受けられる方は、おおむね65歳以上の高齢者でひとり暮らし及び高齢者のみの世帯、または身体障害者の方が受けられます。また、平成23年6月から日中の独り暮らしの方も利用が認められ、昼夕食の選択による配食も始まりしました。

給食サービスは、健康維持に配慮するメニュー作りに取り組み、安全で食べやすいお弁当を提供させていただいています。

給食サービスは、月曜日から金曜日のお昼10:30から12:30までと夕方15:30から17:00までお弁当をご家庭に配食いたします。

一食 600円となっております。

⑤ 居宅介護支援センター (ケアマネージャー・プラン作成)

居宅介護支援センターは、要介護認定がされた後、どんなサービスをどれくらい利用するかという(ケアプラン)を作成いたします。

ケアマネージャーが本人及び家族の意向を受けとめ、プランの作成をいたします。(料金は無料です)

お気軽にご相談ください。お待ちしております。

TEL 0467-54-5811



ちょっとお外へ...



壁に利用者さんと一緒に作りました



運動会、頑張るぞ!!



今日のメニューは...



【 平成28年度 行事報告 】



4月 トマト狩りにて



7月 平塚七夕祭りにて



7月 濱降祭神輿来園にて



8月 茅ヶ崎花火大会にて



8月 当施設納涼祭にて



9月 当施設敬老会にて



9月 幼稚園児慰問にて



11月 菊花展見学にて



12月 クリスマス会にて



1月 当施設新年会にて



1月 消防団まといにて



2月 当施設節分にて



さまざまなタイプのお部屋でお待ちしております



多床室



個室



廊下



快適な生活を
お手伝いします



美味しいお食事を
召し上がって下さい



お風呂にゆったりと
入って下さい



【 介護保険及びサービス内容 】

介護保険制度は、わたしたちの住んでいる市区町村が保険者となって運営する制度です。

40歳以上の人が被保険者(加入者)となって保険料を負担し、介護が必要と認定されたときには、費用の一部(原則として1割)を支払って介護サービスを利用する制度が介護保険制度です。

- ・ 65歳以上の方 介護や支援が必要と認定された方がサービスを利用できます。
- ・ 40歳以上65歳未満の方 老化が原因とされる病気(特定疾病)により、介護や支援が必要と認定された方がサービスを利用できます。

※特定疾病 筋萎縮性側索硬化症、後縦靭帯骨化症、骨折を伴う骨粗しょう症

初老期における痴呆、脊髄小脳変性症、脊柱管狭窄症、早老症、脳血管疾患、パーキンソン病、閉塞性動脈硬化症、慢性関節リウマチ、慢性閉塞性肺疾患、糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症、両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護老人福祉施設サービス

(運営方針)

指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置いて入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。

2. 指定介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護老人福祉施設サービスを提供するように努めなければならない。
3. 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い市町村(特別を含む。以下同じ。)、居宅介護支援事業者(居宅介護支援事業を行う者をいう。)、居宅サービス事業者(居宅サービス事業を行う者をいう。)、他の介護老人福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービス提供する者と密接な連携に努めなければならない。

(事業所の運営日及び営業時間)

1. 営業日 年中無休
2. 利用定員 82名
3. 申込受付時間 午前9時 ~ 午後6時
4. 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(基本利用料金)

【精神医療指導・看護体制加算・栄養ケアマネジメント加算等を含む】

【2000年4月1日以降入所者】 1割負担の方の1日あたり

【旧措置入居者】 1割負担の方の1日あたり

| | 要介護 3 | 要介護 4 | 要介護 5 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 個室料金 | 2,793円 | 2,941円 | 3,085円 |
| 多床室料金 | 2,483円 | 2,631円 | 2,775円 |
| 食事代 | 1,600円 | 1,600円 | 1,600円 |
| 自己負担(個室) | 4,393円 | 4,541円 | 4,685円 |
| 自己負担(多床室) | 4,083円 | 4,231円 | 4,375円 |

| | 要介護 3 | 要介護 4 | 要介護 5 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 個室料金 | 2,728円 | 3,012円 | 3,012円 |
| 多床室料金 | 2,418円 | 2,702円 | 2,702円 |
| 食事代 | 1,600円 | 1,600円 | 1,600円 |
| 自己負担(個室) | 4,328円 | 4,612円 | 4,612円 |
| 自己負担(多床室) | 4,018円 | 4,302円 | 4,302円 |

短期入所生活介護サービス

(運営方針)

1. 指定短期入所生活介護事業は、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の介護及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
3. 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
4. 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
5. 居宅サービス計画が作成している場合は、当該計画に沿った短期入所生活介護を提供する。

(事業所の運営日及び営業時間)

1. 営業日 年中無休
2. 利用定員 16名
3. 申込受付時間 午前9時 ~ 午後6時
4. 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(基本利用料金)

1割負担の方の1日あたり

| | 要支援 1 | 要支援 2 | 要介護 1 | 要介護 2 | 要介護 3 | 要介護 4 | 要介護 5 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 個室料金 | 1,648円 | 1,765円 | 1,811円 | 1,886円 | 1,962円 | 2,037円 | 2,109円 |
| 多床室料金 | 1,343円 | 1,456円 | 1,523円 | 1,598円 | 1,674円 | 1,749円 | 1,822円 |
| 食事代 | 1,600円 | 1,600円 | 1,600円 | 1,600円 | 1,600円 | 1,600円 | 1,600円 |
| 自己負担(個室) | 3,248円 | 3,365円 | 3,411円 | 3,486円 | 3,562円 | 3,637円 | 3,709円 |
| 自己負担(多床室) | 2,943円 | 3,056円 | 3,123円 | 3,198円 | 3,274円 | 3,349円 | 3,422円 |

※ 送迎・療養食加算は別途料金がかかります。

※ 介護職員処遇改善加算により料金が増進します。

介護予防・日常生活支援総合事業（国基準型）・地域密着型通所介護サービス

（運営方針）

1. 本事業所において提供する通所介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
2. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
3. 利用者又はその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
4. 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
5. 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
6. 居宅サービス計画が作成している場合は、当該計画に沿った通所介護を提供する。

（事業所の運営日及び営業時間）

1. 営業日 月曜日～土曜日（但し、当年12月29日から翌年1月3日までは除く）
2. 営業時間 午前 8時30分～午後 5時30分 までとする。
3. サービス提供時間 午前 9時30分～午後 4時40分 までとする。

（基本利用料金）

【7時間～9時間】 1割負担の方で、要支援は月間料金（食事は1回あたり）、要介護は1回あたりの料金

| | 要支援1 | 要支援2 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 介護保険 | 1,956円 | 3,891円 | 869円 | 1,014円 | 1,164円 | 1,315円 | 1,464円 |
| 食事代 | 800円 | 800円 | 800円 | 800円 | 800円 | 800円 | 800円 |
| 自己負担 | 2,756円 | 4,691円 | 1,669円 | 1,814円 | 1,964円 | 2,115円 | 2,264円 |

居宅介護支援サービス

（運営方針）

1. 本事業所の介護支援専門員は、利用者が要介護状態になった場合でも、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活が出来るよう指定居宅介護支援を行う。
2. 本事業所の介護支援専門員は、利用者の選択に基づき適正な保健・医療サービス及び福祉サービスが多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
3. 本事業の実施に当たっては、利用者の意志及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定居宅サービス事業者が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
4. 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の運営日及び営業時間）

1. 営業日 月曜日～金曜日（但し、当年12月29日から翌年1月3日までは除く）
2. 営業時間 午前 8時30分～午後 5時30分 までとする。
3. 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。



【 平成28年度 事業報告 】

(1) 運営状況

人事について、少子高齢化に伴う労働人口の減少、及び景気回復に伴う一般産業の求人増加等により介護人材の不足となっている中、退職者や休職も生じており、求人広告掲載、学校求人説明会等さまざまな手段を講じ募集を行いましたが無事に近い状況でありました。

利用者については、空き情報提供先の拡充、定期的な空き情報の提供等、新規入所申込者の増加に努めました。施設数の増加等により入所待機者数が10名程度に激減し、結果として空き部屋になってしまった状況も見られました。

今後としては、一人一人の職員が責任を持ち、職員数の安定及び経営を意識した中で業務実施が出来るよう努めて参ります。

(2) 役員会及び評議員会状況

| | | |
|-------------|----------|---|
| 平成28年5月21日 | 監事会 | ・ 平成27年度社会福祉法人湘南福寿会業務監査及び会計監査 |
| 平成28年5月23日 | 理事会・評議員会 | ・ 社会福祉法人湘南福寿会評議員の委嘱について ・ 社会福祉法人湘南福寿会監事について ・ 社会福祉法人湘南福寿会平成27年度監事監査報告 ・ 社会福祉法人湘南福寿会平成27年度事業報告 ・ 社会福祉法人湘南福寿会平成27年度会計決算認定 |
| 平成28年8月13日 | 理事会・評議員会 | ・ 平成29年度EPA研修生受入れについて、及び平成28年度EPAインドネシア研修生受入について ・ 入居者行事について ・ 業務状況報告（4月～7月） |
| 平成28年12月19日 | 理事会・評議員会 | ・ 社会福祉法人制度改革について ・ 社会福祉法人湘南福寿会評議員選任・解任委員会 ・ 社会福祉法人湘南福寿会評議員選任・解任委員会運営細則の制定について ・ 平成29年度EPA研修生受入れについて |
| 平成29年3月27日 | 理事会・評議員会 | ・ 平成28年度収支補正予算 ・ 平成29年度社会福祉法人湘南福寿会事業計画 ・ 平成29年度社会福祉法人湘南福寿会予算 ・ 平成28年度介護職員処遇改善費について |

(3) 職員状況

()と青字は兼務で勤務の人数

| | | 施設長 | 事務員 | 生活相談員 | 支援専門員 | 介護職員 | 看護師 | 栄養士 | 調理員 | 医師 | 宿直員 |
|--------------|-----|-----|------|-------|-------|--------|-----|-----|--------|-------|-----|
| 介護老人福祉施設 | 常勤 | 1 | 2 | 1 | 1 | 25 | 1 | 1 | 4 | | |
| | パート | | 1 | | 1 | 13 | (4) | 1 | 6 | 8 (1) | 1 |
| 短期入所生活介護サービス | 常勤 | | 2 | (1) | | 25 | 1 | 1 | 4 | | |
| | パート | | 1 | | | 13 | | 1 | 6 | | |
| 通所介護サービス | 常勤 | 1 | 2 | 1 (1) | | 1 (2) | | 1 | 4 | | |
| | パート | | 1 | | | 2 (1) | (4) | 1 | 6 | 1 | |
| 居宅介護支援センター | 常勤 | 1 | 2 | | 1 | | | | | | |
| | パート | | 1 | | | | | | | | |
| 給食サービス | 常勤 | 1 | 2 | | | | | 1 | 1 | | |
| | パート | | 1 | | | | | 1 | 4 (1) | | |
| 実数合計 | 常勤 | 2 | 1(1) | 2 (1) | 2 | 26 (2) | 2 | 1 | 4(1) | 0 | 0 |
| | パート | 0 | 1 | 0 | 1 | 15 (1) | 4 | 1 | 10 (1) | 9 | 1 |

(4) 業務状況

(平成29年3月31日現在)

介護老人福祉施設状況 入所実施機関別・年齢別数

| 実施機関 | 年 齢 | | | | | | | | 計 |
|------------|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------|----|---|
| | 64歳以下 | 65歳～ 69歳 | 70歳～ 74歳 | 75歳～ 79歳 | 80歳～ 84歳 | 85歳～ 89歳 | 90歳以上 | | |
| 茅ヶ崎市福祉事務所 | 1 | 3 | 1 | 10 | 18 | 11 | 14 | 58 | |
| 藤沢市福祉事務所 | 0 | 1 | 0 | 1 | 5 | 1 | 4 | 12 | |
| 寒川町福祉事務所 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 3 | 0 | 5 | |
| その他の町福祉事務所 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 2 | 2 | 7 | |
| 計 | 1 | 4 | 1 | 14 | 25 | 17 | 20 | 82 | |

平均年齢

| 男 | 女 | 平均 |
|------|------|------|
| 80.1 | 85.7 | 83.8 |

短期入所生活介護サービス状況

| 区 分 | 月 別 | | | | | | | | | | | | 合計 |
|-----------|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | |
| 茅ヶ崎市延利用者数 | 289 | 291 | 269 | 254 | 163 | 133 | 184 | 105 | 154 | 204 | 221 | 158 | 2425 |
| 藤沢市延利用者数 | 2 | 2 | 11 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 7 | 28 | 3 | 65 |
| 寒川町延利用者数 | 14 | 34 | 7 | 14 | 14 | 14 | 2 | 2 | 0 | 0 | 5 | 31 | 137 |
| 延利用日数合計 | 305 | 327 | 287 | 270 | 179 | 149 | 188 | 109 | 156 | 211 | 254 | 192 | 2,627 |
| 1日平均延利用人員 | 10.2 | 10.5 | 9.6 | 8.7 | 5.8 | 5.0 | 6.1 | 3.6 | 5.0 | 6.8 | 9.1 | 6.2 | 7.2 |
| 利用者延数 | 31 | 33 | 33 | 31 | 30 | 25 | 26 | 17 | 16 | 19 | 24 | 26 | 311 |
| 送迎回数 | 35 | 42 | 42 | 40 | 42 | 36 | 36 | 17 | 18 | 21 | 26 | 34 | 389 |

通所介護サービス状況

| 区分 | 月 別 | | | | | | | | | | | | 合計 | 平均 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-------|
| | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | | |
| 利用延べ数 | 17 | 17 | 15 | 16 | 16 | 16 | 15 | 13 | 12 | 12 | 12 | 13 | 174 | 14.5 |
| 利用料徴収数 | 131 | 141 | 137 | 139 | 135 | 135 | 117 | 96 | 94 | 87 | 83 | 101 | 1396 | 116.3 |
| 実施回数 | 26 | 26 | 26 | 26 | 27 | 25 | 26 | 26 | 24 | 24 | 24 | 27 | 307 | 25.6 |
| 1日平均 | 5.0 | 5.4 | 5.3 | 5.3 | 5.0 | 5.4 | 4.5 | 3.7 | 3.9 | 3.6 | 3.5 | 3.7 | 54.4 | 4.5 |

給食サービス状況

| 月 別 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 合計 | 平均 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 延べ食数 | 344 | 337 | 394 | 330 | 315 | 306 | 325 | 318 | 349 | 292 | 308 | 326 | 3944 | 328.7 |
| 回数 | 20 | 19 | 22 | 20 | 22 | 20 | 20 | 20 | 21 | 19 | 20 | 22 | 245 | 20.4 |
| 1回当り | 17.2 | 17.7 | 17.9 | 16.5 | 14.3 | 15.3 | 16.3 | 15.9 | 16.6 | 15.4 | 15.4 | 14.8 | - | - |

居宅介護ケアプラン作成状況

| 月 別 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 合計 | 平均 |
|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|------|
| 介護支援 | 34 | 35 | 33 | 32 | 29 | 27 | 30 | 31 | 29 | 31 | 30 | 31 | 372 | 31.0 |
| 予防介護 | 9 | 9 | 9 | 7 | 7 | 8 | 9 | 9 | 10 | 10 | 9 | 8 | 104 | 8.7 |

【 平成28年度 会計報告 】

当法人は、平成26年4月1日より社会福祉法人新会計基準（平成23年7月27日付局長通知）にて会計処理をし、より適正な資産の計上及び現況に則した計上をいたしました。

資金収支計算書 自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日

| 勘定科目 | 金額 |
|--------------------|------------------------------------|
| 事業活動による収支 | 収入① 386,319,923 支出② 368,440,393 |
| 事業活動資金収支差額③=①-② | 17,879,530 |
| 施設整備による収支 | 収入④ 1,926,000 支出⑤ 8,096,564 |
| 施設整備等資金収支差額⑥=④-⑤ | △ 6,170,564 |
| その他の活動による収支 | 収入⑦ 23,152 支出⑧ 3,218,350 |
| その他の活動資金収支差額⑨=⑦-⑧ | △ 3,195,198 |
| 予備費⑩ | 0 |
| 当期資金収支差額合計⑪=③+⑥+⑨- | 8,513,768 |
| 前期末支払資金残額⑫ | 58,741,501 |
| 当期末支払資金残高⑬=⑪+⑫ | 67,255,269 |

事業活動計算書 自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日

| 勘定科目 | 金額 |
|------------------|--|
| サービス活動増減の部 | 収益① 383,882,175 費用② 375,476,555 |
| サービス活動増減差額③=①-② | 8,405,620 |
| サービス活動外増減の部 | 収益④ 2,437,748 費用⑤ 590,080 |
| サービス活動外増減差額⑥=④-⑤ | 1,847,668 |
| 経常増減差額⑦=③+⑥ | 10,253,288 |
| 特別増減の部 | 収益⑧ 1,926,000 費用⑨ 1,926,002 |
| 特別増減差額⑩=⑧-⑨ | △ 2 |
| 当期活動増減差額⑪=⑦+⑩ | 10,253,286 |
| 繰越活動増減差額の部 | 前期繰越活動増減差額⑫ △ 183,624,302 当期繰越活動増減差額⑬=⑪+⑫ △ 173,371,016 |
| | 基本金取崩額⑭ 0 基本金組入額⑮ 0 その他の積立金取崩額⑯ 0 その他の積立金積立額⑰ 0 |
| | 次期繰越活動増減差額⑱=⑬+⑭-⑮+⑯-⑰ △ 173,371,016 |

財産目録

| 資金・負債の内訳 | 金額 |
|-----------------|--------------------|
| I 資産の部 | |
| 1. 流動資産 | 80,722,832 |
| 現金 | 0 |
| 預金 | 18,618,620 |
| 事業未収金 | 58,149,691 |
| 未収金 | 490,705 |
| 未収補助金 | 3,413,816 |
| 貯蔵品 | 50,000 |
| 流動資産合計 | 80,722,832 |
| 2. 固定資産 | 1,487,781,144 |
| (1) 基本財産 | 686,705,950 |
| 建物 | 386,021,950 |
| 土地 | 300,684,000 |
| (2) その他の固定資産 | 57,184,622 |
| 建物 | 554,559 |
| 構築物 | 1,046,105 |
| 機械及び装 | 4,018,663 |
| 車両運搬具 | 327,480 |
| 器具及び備 | 5,090,875 |
| 差入保証金 | 160,000 |
| その他の固定資産 | 45,986,940 |
| 固定資産合計 | 743,890,572 |
| 資産の部合計 | 824,613,404 |
| II 負債の部 | |
| 1. 流動負債 | 18,077,563 |
| 事業未払金 | 13,467,563 |
| 1年以内返済予定設備資金借入金 | 4,610,000 |
| 職員預り金 | 0 |
| 流動負債合計 | 18,077,563 |
| 1. 固定負債 | 56,518,600 |
| 設備資金借入金 | 27,660,000 |
| 退職給与引当金 | 28,858,600 |
| 固定負債合計 | 56,518,600 |
| 負債の部合計 | 74,596,163 |
| 差引純資金 | 750,017,241 |

貸借対照表 平成29年3月31日現在

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|---------------|--------------------|-------------------|--------------------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流動資産 | 80,722,832 | 流動負債 | 18,077,563 |
| 固定資産 | 743,890,572 | 固定負債 | 56,518,600 |
| 基本財産 | 686,705,950 | 負債の部合計 | 74,596,163 |
| その他の固定資産 | 57,184,622 | 純資産の部 | |
| | | 基本金 | 576,596,000 |
| | | 国庫補助金等特別積立金 | 346,792,257 |
| | | その他の積立金 | 0 |
| | | 次期繰越活動収支差額 | △ 173,371,016 |
| | | (うち当期活動収支差額) | 10,253,286 |
| 資産の部合計 | 824,613,404 | 純財産合計 | 750,017,241 |
| | | 負債・純財産の部合計 | 824,613,404 |



【平成28年度 アザリアホーム寄付者報告】

介護スタッフの身体的負担を軽減する為の介護ロボット導入

「介護ロボット等導入支援事業」により、見守りケアシステムM-1というベッドを茅ヶ崎市様から3台、かながわ福祉サービス様から10台の補助金を頂き設置する事が出来ました。

合計13台の見守り介護ロボット導入により、利用者様のベッドからの転落や転倒が減少しております。



その他、様々な方からのご協力により順調に運営を行うことが出来ました。本当にありがとうございます。

アザリアホームで一緒に働きませんか？



明るく、元気な方、お待ちしております。

0467(54)5811

(人事 小林)



湘南福寿会アザリアホーム組織表

社会福祉法人湘南福寿会



【 法 人 】
 理事長 小林 義之
 最高責任者

【 役 員 】 7名

【 監 事 】 2名

【 評 議 員 】 7名

| | | | |
|----|--------|----|--------|
| 理事 | 小林 義之 | 監事 | 小笠原 次男 |
| 理事 | 岩 沢 貞吉 | 監事 | 山 下 康 |
| 理事 | 廣 瀬 康男 | | |
| 理事 | 廣 瀬 忠司 | | |
| 理事 | 砂 川 禮子 | | |
| 理事 | 生 川 昇 | | |
| 理事 | 小 林 亨 | | |

| | |
|-----|-----------|
| 評議員 | 岡 本 敏 明 |
| 評議員 | 石 井 莊 平 |
| 評議員 | 大 栗 和 行 |
| 評議員 | 原 田 吉 一 |
| 評議員 | 米 山 康 之 |
| 評議員 | 和 田 美 千 代 |
| 評議員 | 高 橋 千 代 子 |
| 評議員 | 市 川 テル工 |

法人の業務の決定機関

法人の業務の審議機関

アザリアホーム

【 職 員 】



施設長 小林 亨
 管理者



【 総 務 部 】
 全事業に関連する業務

【 事 業 部 】
 各サービス実施業務
 事業部長 田中 晶

事業部長補佐 野里 紀子



【 事 務 課 】
 人事 小林 美津江
 経理 吉川 秀行

【 栄 養 課 】
 栄養士 山本 瑞穂
 調理 石黒 美枝

【 施 設 介 護 課 】
 入所 井上 啓一
 短期 中村 勝之

【 看 護 課 】
 課長 岡本 里江
 入所 嵯峨 由子
 通所 鈴木 一美

【 支 援 課 】
 居宅 榎 亮平

【 通 所 介 護 課 】
 通所 岩崎 知美



* 総合人事・労務・雑務
 * 総合経理・出納・庶務
 * 総合請求・契約・債務



* 総合食事提供
 * 給食配食サービス



* 介護老人福祉施設
 * 短期入所生活
 * 介護予防短期入所生活介護



* サービス看護提供



* 居宅介護支援センター



* 地域密着型通所介護
*介護予防・日常生活支援総合事業（居宅型）

